第十一条　記録

1　各締約国政府は、この協定に基づいて両締約国政府間で伝達された情報の提供及び受領の記録を保管する。当該記録は、各締約国政府が次のことを行うことを可能にするために使用される。

(1)　この協定及び自国の法令に基づく当該情報の保護の効果的な監視を確保すること。

(2)　第四条6、第七条及び前条の規定を効果的に実施すること。

(3)　この協定及び自国の法令に基づく当該情報の保全を確保すること。

2　1の記録には、次の事項を含める。

(1)　締約国政府が提供し、又は受領した情報の種類

(2)　提供又は受領の日時

(3)　自動照会の時点において重大な犯罪の防止、探知又は捜査を行っている当局の識別

3　1の記録は、不適切に利用されることのないように適当な措置により保護され、及び少なくとも二年間保管される。各締約国政府は、保管期間の経過後、自国の法令に適合しない場合を除くほか、当該記録を直ちに削除する。

第十二条　費用

一方の締約国政府は、この協定に基づく自らの義務（例えば、自動指紋識別システムの設置、運用及び保守並びに他方の締約国政府による要請の実施）を履行するに当たって自らが負った費用を予算上の資金の利用可能性に従って負担する。

第十三条　一般規定

1　この協定のいかなる規定も、両締約国政府若しくは両国が締結している他の適用可能な国際協定又は自国の法令に従って、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、情報を要請し、又は提供することを妨げるものではない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国政府による情報の照会、要請又は利用が、当該締約国政府が自国の国際的な義務に適合する範囲内で政治犯罪であると認める行為の防止、探知又は捜査に関するものである場合には、当該締約国政府がこの協定に基づいて当該情報の照会、要請又は利用を行うことを認めるものと解してはならない。

3　この協定は、私人の権利若しくは義務（証拠を取得し、若しくは排除し、又は情報の共有を妨げることを含む。）を生じさせ、又はこれらに影響を及ぼすものではない。

第十四条　協議

1　両締約国政府は、この協定の円滑な実施のために協議する。

2　両締約国政府は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第十五条　効力発生、改正及び終了

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の規定は、この協定の効力発生の日以後に行われた情報の照会、要請又は提供（情報がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。

3　いずれの一方の締約国政府も、この協定を改正するため、他方の締約国政府に対し協議を要請することができる。この協定（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含む。）は、両締約国政府の書面による合意により改正することができる。

4　いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府に対し、三箇月の予告をもって書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

5　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて提供された全ての情報は、この協定の規定に従って引き続き保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年二月七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
三ツ矢憲生

古屋圭司

アメリカ合衆国政府のために
キャロライン・ケネディ

附属書Ⅰ

この附属書に掲げる区分に該当する犯罪又はこれらの犯罪の未遂、共謀、ほう助、教唆若しくは予備（犯罪とされている場合に限る。）であって、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものを構成する行為は、「重大な犯罪」としてこの協定の適用の対象となる。

1　テロリズム又はテロリズムに関連する犯罪
2　拷問
3　殺人、傷害致死又は重過失致死
4　重大な傷害（永久的な障害が残ること及び永久的に外観が損なわれることを含む。）を加える意図をもって行う暴行又はそのような傷害をもたらす暴行
5　恐喝
6　贈収賄又は腐敗行為
7　横領
8　重罪に当たる盗取
9　住居侵入
10　偽証又は偽証教唆
11　人の取引又は密入国
12　児童の性的搾取又は児童ポルノに関連する犯罪
13　麻薬、マリファナその他の規制物質の不正な取引、頒布又は頒布を意図した所持
14　火器、弾薬、爆発物その他の武器の不正な取引又は火器に関連する犯罪
15　詐欺又は欺もう的行為を伴う犯罪
16　税に関連する犯罪
17　犯罪収益の洗浄
18　通貨の偽造
19　コンピュータ犯罪
20　知的財産に係る犯罪又は製品の偽造若しくは違法な複製
21　身元関係事項の盗取又は情報のプライバシーの侵害（データベースへの不法なアクセスを含む。）
22　環境に係る犯罪（絶滅のおそれのある動物又は植物の種（亜種及び変種を含む。）の不正な取引を含む。）
23　外国人の許可されていない入国若しくは居住又は不適正な入国の助長
24　人の器官又は組織の不正な取引
25　略取、誘拐、不法な拘束又は人質をとる行為
26　強盗